



福岡県医発第 118 号 (地)
平成 19 年 4 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

全国歯科医師国民健康保険組合等の負担割合の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 全国歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

	現 行	改 正 後
組 合 員	2 割	3 割
70 歳以上の 一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成 19 年 8 月 1 日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



2. 北海道医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

現 行		改 正 後	
種 別	負担割合	種 別	負担割合
組合員の場合	2 割	3 歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	3 割
組合員以外の場合	3 割		

(2) 施行年月日 平成19年10月 1日

3. 岐阜県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月 1日

4. 福井食品国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月 1日

5. 福井県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月 1日

6. 福井県薬剤師国民健康保険組合

(1) 改正内容

区 分	現 行	改正後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月 1日



(公印省略)

19国援第42号-2

平成19年4月12日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

全国歯科医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、栃木県保健福祉部長ほかから通知がありましたので、お知らせします。





国 医 第509号

平成19年3月26日

各都道府県国民健康保険主管部（課）長 様

栃木県保健福祉部長

（公印省略）

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への通知について御配慮願います。

医療保険担当

Tel 028-623-3136



全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正（案）新旧条文対照表

（下線部が改正部分）

現 行	改 正(案)
（一部負担金） 第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際に支払う一部負担金の割合は次に掲げるものとする。 一 組合員 10分の2 二 世帯員 10分の3 三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u>	（一部負担金） 第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、その給付を受ける際に支払う一部負担金の割合は次に掲げるものとする。 一 組合員 <u>10分の3</u> 二 世帯員 10分の3 三 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1 五 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合にあつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u> 附 則 1. この規約は、平成19年4月1日から施行する。 <u>ただし、改正後の第12条及び第12条の2の規定は、平成19年8月1日から施行する。</u>



国 保 第 1 6 5 2 号

平成 1 9 年 3 月 2 7 日

各都府県国民健康保険主管部長 様

北 海 道 保 健 福 祉 部 長

北海道医師国民健康保険組合の一部負担金割合等の変更について

このことについて、北海道医師国民健康保険組合の一部負担金割合の改正を含む規約の変更について、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、申請のとおり認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知についてご配慮をお願いします。

連絡先	保健医療局国民健康保険課 保険給付グループ
TEL	011-204-5246 (ダイヤルイン)
FAX	011-232-1037



北海道医師国民健康保険組合規約の一部改正

(現 行)

第3章 保険給付

(一部負担金)

第16条 保険医療機関又は保険薬局について

療養の給付を受ける被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該 保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 組合員の場合(第4号及び第6号に掲げる場合を除く。) 10分の2

(2) 組合員以外の被保険者であって、法第36条第1項第5号の療養の給付(それに伴う同項第1号から第3号の給付を含む。)を受ける場合(第4号及び第6号に掲げる場合を除く。) 10分の2

(3) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1

(5) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2

(6) 市町村が行う医療を受けられるとき(組合員及び第2号の給付を受ける場合に限る。) 10分の3

(7) 前各号に掲げる場合以外 10分の3

(改 正)

第3章 保険給付

(一部負担金)

第16条 保険医療機関又は保険薬局について

療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3

(旧第1号と旧第2号を第1号に改正)

(第6号と第7号を 削除)

附 則

1. この規約の改正は、平成19年10月1日から施行する。

2. この規約の施行前に行なわれた療養の給付に関する一部負担金の割合及びこの規約の施行前に行なわれた療養に係る療養費の額については、なお従前の例による。



国保第 6 5 8 号
平成 1 9 年 3 月 3 0 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

岐阜県健康福祉部国民健康保険課長

岐阜県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

国民健康保険課国民健康保険担当			
課長補佐	坂口	担当	島末
t e l	058-272-1111 (内線 2643)		
f a x	058-277-5450		



岐阜県医師国民健康保険組合規約の一部改正

岐阜県医師国民健康保険組合の規約の一部を次のとおりに改める。

1. 第19条、第1項に定める別表、算定区分表の第1号(1)(4)を次の通り改め(2)の応能割りを廃止、削除し以降(3)(4)を繰り上げる。

《別表》 岐阜県医師国民健康保険組合保険料算定区分表

- 1 規約第19条に定める医療給付分保険料の算定区分は次の通りとする。

(1) 正組合員均等割	15,000円
(2) 准組合員	10,000円
(3) 家族	8,000円(ただし5人を上限とする。)

附則 この規約は平成19年4月1日から施行する。

2. 平成18年10月1日より国民健康保険と老人保健法の一部(高齢者の自己負担)が変更となっているところから規約内第13条(4)を次の通り改める。

第13条(4) 70歳に達する日の属する翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分³

平成18年10月1日施行

旧	新
第5章 保険料 <別 表> 岐阜県医師国民健康保険組合保険料算定区分表 1 規約第19条に定める医療給付分保険料の算定区分は次の通りとする。 (1) 正組合員 均等割 12,000円 (2) 正組合員 応能割 等級表、省略 (3) 准組合員 10,000円 (4) 家 族 7,000円 (ただし5人を上限とする。) 2 規約第19条に定める介護納付金分保険料は次の通りとする。 (1) 正組合員及び正組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(第2号被保険者)は1人につき3,000円とする。 第3章 保険給付 一部負担金 第13条 (4) 70歳に達する日の属する翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分2	第5章 保険料 <別 表> 岐阜県医師国民健康保険組合保険料算定区分表 1 規約第19条に定める医療給付分保険料の算定区分は次の通りとする。 (1) 正組合員 均等割 <u>15,000円</u> (応能割は廃止) <u>(2)</u> 准組合員 10,000円 <u>(3)</u> 家 族 <u>8,000円</u> (ただし5人を上限とする。) 2 規約第19条に定める介護納付金分保険料は次の通りとする。 (1) 正組合員及び正組合員の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(第2号被保険者)は1人につき3,000円とする。 附 則 この規約は、平成19年4月1日から施行する。 第3章 保険給付 一部負担金 第13条 (4) 70歳に達する日の属する翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき10分<u>3</u> 平成18年10月1日施行



(公印省略)

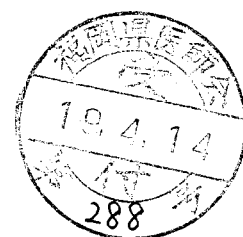
19国援第42号-3
平成19年4月13日

福岡県医師会長 殿
福岡県歯科医師会長 殿
福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

福井食品国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、福井県健康福祉部長寿福祉課長から通知がありましたので、お知らせします。





長 第 6 0 1 号

平成 1 9 年 4 月 9 日

各 都 道 府 県 国 民 健 康 保 険 主 管 課 長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

(公印省略)

福井食品国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は裏面のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくをお願いします。



福井食品国民健康保険組合規約一部改正

現 行	改 正
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 - 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 - 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 - 三 70歳に達する日の属する翌月以後である場合 10分の1 (次号に掲げる場合を除く) - 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。) について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 2. 看護及び移送につき療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際当該給付に要する費用の10分の3に相当する額を、一部負担金としてこの組合に納付しなければならない。	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 - 一 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 - 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 - 三 70歳に達する日の属する翌月以後である場合 10分の1 (次号に掲げる場合を除く) - 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。) について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3 第2項 削除
第11章 罰 則 第63条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。	第11章 罰 則 第63条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。
附 則 この規約は平成18年10月1日から施行する。	附 則 この規約は平成18年10月1日から施行する。



長 第 6 0 2 号

平成19年4月9日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

(公印省略)

福井県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は裏面のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。



福井県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

現 行	改 正 (案)
第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の2</u> 第10章 罰 則 第60条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する<u>過料</u>の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5	第3章 保険給付 (一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であつて70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき <u>10分の3</u> 第10章 罰 則 第60条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する<u>過怠金</u>の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の

倍に相当する金額以下の過怠金を課す。	5倍に相当する金額以下の過怠金を課す。 附則 1 この規約は、平成18年10月1日から施行する。
---------------------------	---



長 第 6 0 3 号

平成 1 9 年 4 月 9 日

各 都 道 府 県 国 民 健 康 保 険 主 管 課 長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

(公印省略)

福井県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可しましたのでお知らせします。

なお、改正内容は裏面のとおりですので、関係機関への周知についてよろしく
お願いします。



福井県薬剤師国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正	現 行
(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> イ組合員である被保険者 10分の3 ロ組合員でない被保険者 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳の達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第3項に規定する額以上であるとき。 <u>10分の3</u>	(一部負担金) 第11条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> イ組合員である被保険者 10分の3 ロ組合員でない被保険者 10分の3 (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 (3) 70歳の達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く） 10分の1 (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第3項に規定する額以上であるとき。 <u>10分の2</u>

この規約は、平成18年10月1日から施行する。